

経済建設委員長報告に対する討論

2011 年 7 月 7 日 宮嶋つや子

明星寺地区採石場周辺市道における大型車両（車幅 2.5 メートル以上）の通行禁止の通行禁止を求める請願について

私は、ただいまの経済建設委員長報告のうち請願 22 号、明星寺地区採石場周辺市道における大型車両（車幅 2.5 メートル以上）の通行禁止の通行禁止を求める請願は、十分な審査もしないまま先送りせず、6 月定例会で採択すべきであると考えます。

明星寺地区採石場の周辺地域では、生活道路や通学路である狭い市道を大型ダンプトラックがひんぱんに通行するため、地域住民は長い間、振動と騒音、粉じんに苦しめられ、交通事故の危険と道路の損傷に悩み続けています。

この請願は、この地元住民の苦悩を解決するために車道幅員が 5 メートル未満の箇所の通行禁止、および、通学路の通行制限の措置をただちに取することを求めるもので、飯塚市自治会連合会長、鎮西地区自治会長会会長、ならびに、明星寺、明星寺団地、潤野上区、小正浦ノ原、小正 1 区の 5 自治会長が連名で提出したものです。

7 月 4 日に行われた経済建設委員会における請願審査では、地域住民の被害と苦しみの実情は把握されないままです。土木管理課長が委員の質問に答えて、300 メートル以内に「すれ違い可能な箇所」があるので車両制限令第 6 条の 1 項に該当するとしたうえで、車道幅員は 0.5 メートルを差し引いても車幅 2.5 メートルより広いので、大型車両は通行できると判断するとのべました。

後で見解をのべますが、私は、この判断は車両制限令の理解としては適切ではないと考えます。いずれにしても、経済建設委員会は、この答弁を

受けて、現地をまだ把握していないので今後、現地調査をしたいという意見が出されたため、審査はわずかな時間で打ち切れ、継続審査としました。

地域住民の苦しみに市議会が心を寄せるならば、会期中に現地に出かけて、道路の形状はもちろん、大型ダンプトラックの通行の状況、住民の生の声を把握してスピード感のある審査を行い採択すべきです。

そこで、先ほどの大型車両は通行できるという判断に対して、私の見解を述べます。「すれ違い可能な箇所」があるというのが、車両制限令第6条の1項に該当すると市が判断する唯一の根拠です。しかし、「すれ違い可能な箇所」という規定は車両制限令のどこにもありません。あるのは、待避所という規定です。「すれ違い可能な箇所」と待避所は、車両制限令においては同じ意味ではありません。

車両制限令第6条の1項に該当し大型車両が通行できると判断するためには、おおむね300メートル以内の区間ごとの待避所が必要になります。

市道では一日の通行量が500台未満となる道路に関して、道路構造令は第30条で待避所について、第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。1点目、待機所相互の距離は300メートル以内とすること。2点目は、待避所相互間の道路の大部分が待避所から見通すことができること。3点目は、待避所の長さは原則として20メートル以上とし、その区間の車道の幅員は5メートル以上とすること、このようになっています。

しかし、現地には、300メートル以内に待避所はありません。

したがって、車両制限令第6条の1項ではなく、2項に該当し、車道幅員5メートル未満の箇所は車幅2.5メートルの大型ダンプトラックは通行できないことは明らかです。

以上で、私の討論を終わります。